

【品一全一006付属書】

SEI 購入品グリーン品質 ガイドライン

2012年07月 第5版
住友電気工業株式会社



SEI 購入品グリーン品質ガイドライン(お取引先様向け)

住友電気工業株式会社

品質管理部

1. はじめに

住友電気工業(株)(以下、SEI)グループは、「持続可能な環境負荷の少ない社会を構築していくことが重要である」との認識のもと、地球的視野に立った環境保全活動を継続的かつ着実に推進しながら幅広い分野の製品群を社会に提供し、また新製品・新技術の開発に取り組んでいます。

製品の環境負荷低減を実現するには、環境負荷の小さい原材料や部品の入手が不可欠です。環境に配慮した資材調達を進めていくため、2003年7月に「グリーン調達ガイドライン」を制定し、以降お取引先様のご理解、ご協力を賜り、グリーン調達を推進して参りました。

今般、グリーン調達ガイドラインを『**SEI 購入品グリーン品質ガイドライン**』と改めるとともに、弊社顧客要求や産業界の動向を踏まえ、内容を見直しましたので、引き続きご協力の程、宜しくお願致します。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、SEIグループが購入する以下の物品を対象とします。

- ・SEI製品及びSEI製品に使用される原材料、部品、半製品
- ・SEI製品に付帯して使用される梱包材、ラベル、マニュアル等
- ・SEI製品の製造工程において使用される補助材料
- ・SEIグループが社外に配布するカタログ、パンフレット、販促グッズ等
- ・SEIグループへの納入品の包装材料

ただし、以下に該当するものは対象から除外いたします。

- ・分析、検査用等の試薬
- ・設備、設備部品、工具類
- ・SEIグループの仕様書、図面等に本ガイドラインの除外対象であることが明記されている、もしくは発注時に文書(電子メール含む)にてSEIグループから除外指定があったもの

なお、SEIグループへの納入品の包装材料は、SEI製品として流出する可能性があるため本ガイドラインの対象になります。

3. 必須条件

お取引先様としては、購入する資材そのものの環境負荷が小さいこと、及び品質活動・環境保全活動に積極的に取り組んでおられることが重要と考えています。この様な観点から、本ガイドラインに適合するための必須の条件は下記のとおりです。

(1) SEIグループへの納入品に関する必須条件

- ①SEIグループへの納入品には、本ガイドライン附属書ー1 『含有化学物質基準』(最新版)もしくはそれと同等の目的でSEIグループから示された含有化学物質に関する基準(以下、物質基準)に示す含有禁止物質について原則として非含有の保証をして頂けること。
- ②SEIグループへの納入品では、物質基準に示す含有管理物質について原則として含有有無、および含有量、部位、用途などの含有情報を開示して頂けること。
- ③必要に応じSEIグループへの納入品に関する、化学物質含有量調査にご協力頂けること。
- ④SEIグループへの納入品に含有される化学物質の管理を実施し、適正に管理が行われていることを必要に応じてご報告頂けること。
- ⑤物質基準で禁止物質等に指定されていない化学物質においても、労働安全衛生法、化審法等の法令により使用が禁止されている物質や、労働安全衛生法、PRTR法、毒劇物法等の法令により文書等による情報提供が義務付けられている物質については法令遵守のこと。
- ⑥納入品が化審法上の「製品」ではなく、物質／混合物の場合、含有される各物質が化審法上の既存物質か新規物質かをご報告頂けること。

(2) SEIグループへの納入品の製造における必須条件

SEIグループへの納入品の製造工程において、物質基準に示す使用全廃物質を使用していないこと。

(3) 品質・環境マネジメントシステムの構築

ISO9001、ISO14001認証の取得、またはこれに準じた第三者認証(環境省「エコアクション21」等)取得、若しくはお取引先様独自の品質・環境マネジメントシステムを構築していること。

(4) 環境保全活動の実施

大気汚染や水質汚濁等の公害防止のための活動のみではなく、地球温暖化防止活動、省資源・廃棄物削減活動、生物多様性保全活動、環境配慮製品の拡大などの環境保全活動を

実施していること。

なお、上記(1)の含有禁止物質およびしきい値、(2)の使用全廃物質および一部物質に関する適用除外用途は物質基準に示します。

4. 運用について

本ガイドラインは、次のように運用致します。

(1)様式一1『SEI 購入品グリーン品質ガイドラインお取引先様評価票』により、お取引先様を調査させて頂き、その結果に基づき評価させて頂きます。

<調査時期>

- ・SEIグループが計画する取引先継続評価の時。
- ・調達品の内容が変更になる場合。
- ・新規調達品の取引開始時。
- ・その他、本ガイドライン見直し等により、必要と判断した場合。

<調査方法>

- ・お取引先様評価票にご回答頂き、SEIグループ各購買窓口にご提出頂きます。

(2)即日含有を禁止する含有禁止物質に関しては、前記お取引先様評価票と共に様式一2『納入品に関する含有禁止物質の非含有保証書』を提出して頂きます。

(3)3.(1)③項の化学物質含有量調査の実施は、附属書一2『化学物質含有量の調査方法について』に基づきます。

(4)3.(1)④項の納入品に含有される化学物質の管理の仕組み及び適正な管理状況の報告は、「アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)」、「グリーン調達調査共通化協議会(JGPSS I)」発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」、または「日本自動車工業会(JAMA)」と「日本自動車部品工業会(JAPIA)」が定める「JAMA/JAPIA統一データシート(JAMAシート)」及びこれらに準ずる方法に基づき実施頂くこととします。

(5)必要に応じて監査させて頂く場合がありますので、ご協力をお願い致します。

(6)本ガイドラインに関してSEIおよび関係会社に対しご提供頂いた個人情報、機密情報は、SEI-関係会社間もしくは関係会社間で共有させて頂くことがあります。あらかじめご了承下さい。ただし、お取引様から提供頂きました情報につきましては十分な管理を行い、納入品に含有される化学物質情報を取得する目的以外では使用いたしません。

(7)下記2項目に起因して発生した当社の損害につきましては、お取引様との契約に基づき瑕疵担

保責任等を負って頂く場合があります。

- ・非含有とご回答頂いた含有禁止物質の含有、もしくはしきい値を超えた含有
- ・含有管理物質のご回答頂いた濃度を超えた含有

(8)ご提供頂いた情報に基づき、品質、価格、納期等従来の評価項目に加えて、環境格付け評価の高いお取引先様からの調達を優先させていただきます。

5. その他

本ガイドラインには、以下の附属書、様式が付属しています。適用に際しては、それぞれ最新バージョンをご利用ください。

- ・附属書-1 : 『含有化学物質基準』
- ・附属書-2 : 『化学物質含有量の調査方法について』
- ・様式-1 : 『SEI 購入品グリーン品質ガイドラインお取引先様評価票』
- ・様式-2 : 『納入品に関する含有禁止物質の非含有保証書』

以上

<改訂履歴>

■[SEI 購入品グリーン品質ガイドライン]として

改訂第 5 版	文書No.	発行年月日
		品一全-006 付属書
改訂内容 および理由	①従来の「グリーン調達ガイドライン」を、「SEI 購入品グリーン品質ガイドライン」に改称し、品一全-006「外注・購入品の品質管理」の付属書とした。また、含有禁止物質等の一覧を、本ガイドラインの付属書-1「含有化学物質基準」として作成。 ②「3. 必須条件」の(1)に⑥(化審法上の既存／新規の報告)を追加。 ③「3. 必須条件」に「(4)環境保全活動の実施」を追加。 ④全廃期限に係る記述を削除。 ⑤「4. 運用について」に、提供された情報の取り扱いに関する事項(第(6)項)、および回答内容に起因する損害の瑕疵担保責任に関する事項(第(7)項)を追加。	
改訂第 版	文書No.	発行年月日
	—	—
改訂内容 および理由	—	

<旧改訂履歴>

■[グリーン調達ガイドライン]として

【初版】2003年7月 制定

【第2版】2005年4月

- ①管理化学物質の見直し(含有禁止物質のうち、実態として納入品に含有の恐れのない10物質群を削除。含有全廃8物質群を含有禁止物質に統合。この他含有禁止物質にTBT類等3物質群を追加し、含有禁止物質をJGPSSIレベルA表15物質群(※1)とした。使用全廃物質に2物質群を追加。)

②ガイドライン運用見直し(取引先調査時期、化学物質含有量調査を実施する場合の方法追記等)

※1:グリーン調達調査共通化協議会 2004.06.03 第2版ガイドライン準拠。

<http://home.jeita.or.jp/eps/>

【第3版】2006年4月

- ①第3項(2)の納入品に関する必須条件に、納入品に含有される化学物質の管理を実施し、

適正に管理が行われていることを必要に応じ報告して頂くことを追記。実施方法は JGPSSI 製品含有物質管理ガイドライン(※2)相当とする。

※2: JGPSSI 製品含有物質管理ガイドライン

http://210.254.215.73/jeita_eps/green/green8.htm

②第3項(2)②の化学物質含有量の調査を実施する場合の方法を、JGPSSI 2006.01.13 第3版(※3)に基づき改訂。

※3: JGPSSI Ver3 調査回答マニュアル URL

http://210.254.215.73/jeita_eps/green/green11.htm

③表4の含有禁止物質の主な対象用途と納入禁止時期に関し、欧州指令で2005年10月に追加公示された適用が免除される主な項目を追記(委員会決定 2005/717/EC、2005/747/EC)。全廃期限を経過した用途を禁止対象に変更。

④表5の含有禁止物質のしきい値の見直し(カドミウムおよびその化合物)。

【第4版】2008年4月

①「4. 運用について」に化学物質の使用禁止や情報提供に関する法令遵守について追記。

②新たに含有管理物質を指定し、第3項(2)の納入品に関する必須条件に、含有管理物質について含有情報を開示して頂くことを追記。含有管理物質は JIG-101A のレベルBの化学物質と同一内容。

③表1の含有禁止物質を以下の通り変更。

(JIG の改訂に伴う変更)

- ・TBT/TPT類、短鎖型塩化パラフィンおよび・アゾ染料・顔料に「一部の」を追加。
- ・PCB類にポリ塩化ターフェニル(PCT類)を追加。
- ・アゾ染料・顔料に(織物および革製品用途のみ)を追加。

(それ以外の変更)

- ・含有禁止物質にパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩を追加。

④表1の適用法令に法令名を追加。

⑤「表2. 含有管理物質」を追加。これにより「表2. 製造工程での使用全廃物質」を表3に変更。

⑥「表3 アゾ化合物の分解により発生してはならない特定アミン」を「表6-14 アゾ化合物の分解により発生してはならない特定アミン」に変更。

⑦表4-①および②を表4-1に統合、表4-③を表4-2に変更。

⑧表4-1のカドミウムの適用除外に低温はんだを追加。

- ⑨表4-1において全廃期限を経過した用途を禁止対象に変更。
- ⑩表5のカドミウムのしきい値を 0.0075wt%(75ppm)から 0.01wt%(100ppm)に変更。
- ⑪表5の短鎖型塩素化パラフィンのしきい値を 1wt%から 0.1wt%(1,000ppm)に変更。
- ⑫表5のしきい値の定義を注記に追加。
- ⑬表5においてしきい値が規定された物質について、意図的含有時の含有情報開示を注記に追加。
- ⑭表6-A1~16および表6-B1~9に化学物質の詳細リストを追加。

【第4.1版】2008年7月

- ①「4. 運用について」の(8)の化学物質の使用禁止や情報提供に関する法令遵守についての項目を、「3. グリーン調達の実施条件」の「(2) SEIグループへの納入品に関する実施条件」へ移動。
- ②表4-1の「樹脂中のデカ BDE(デカブロ)(RoHS)」を禁止対象に変更。(デカ BDE が RoHS 指令の除外対象から外れたことに伴う変更)